

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 2 日
厚生労働省
年金局企業年金・個人年金課

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案について、令和 8 年 4 月 28 日（火）から同年 5 月 28 日（木）まで御意見を募集したところ、3 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	5. 未納を防ぐため、免除・納付猶予制度を分かりやすく周知すべき 保険料負担が重いと感じる人の中には、制度不信や生活困窮により、保険料を未納にしてしまう人もいます。 しかし、未納のまま放置すると、将来の老齢年金額だけでなく、障害年金や遺族年金にも不利益が生じる可能性があります。このような不利益を防ぐためには、未納を	社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号）により、本年 12 月から企業型確定拠出年金や確定給付企業年金等の企業年金から資産を移換する申出をしようとする者についても、第 5 号加入者として iDeCo に加入することが可能となります。 一方、iDeCo の加入者の資格を取得した日から厚生労働省令で定める期間内に、資産の移換の申出をしなかった場合、iDeCo の加入者の資格が喪失することとされて

責めるだけでなく、免除・納付猶予制度をより分かりやすく周知し、申請しやすくすることが必要です。 具体的には、以下を求めます。 対象者への自動的な案内 オンライン申請の簡素化 市区町村窓口での分かりやすい説明 低所得者・失業者・病気療養中の人への積極的周知 未納と免除・猶予の違いを分かりやすく説明する資料の整備 申請漏れを防ぐ通知制度 生活が苦しい人ほど制度からこぼれ落ちないようにすべきです。 6. 第5号加入者の制度は複雑であり、高齢者に分かりやすい説明が必要 本省令案では、60歳以上70歳未満の一定の人について、第5号加入者としてiDeCoへの加入を認める制度が整備されます。	おり、本省令において、当該厚生労働省令で定める期間を3月と規定しました。 これは、資格を遡及的に喪失した場合の掛金の還付等が必要であるところ、加入者資格の管理や還付等の事務の負担を鑑み、資産移換の期限を3月以内としたものになります。 なお、再度、加入申出及び資産の移換を行えば、iDeCoに加入することは可能です。 その他の部分については、御意見として承り、引き続き、年齢層などに応じた積極的な周知広報に取り組んでまいります。
--	---

	しかし、対象者の要件は、iDeCo 加入者であった者、運用指図者であった者、企業型 DC からの移換者、確定給付企業年金からの移換者、企業年金連合会からの移換者など、非常に複雑です。 60 歳以上の人にとって、加入可否、資産移換、掛金変更、経過措置、税制、受取方法を正しく理解することは容易ではありません。 制度を拡大するのであれば、以下を整備すべきです。 対象者判定チャート 年齢別・制度別の手続一覧 公的な相談窓口 金融機関任せにしない中立的な説明資料 手数料・運用リスク・受取時課税の説明 高齢者にも分かりやすい簡潔な案内 7. 資産移換の 3 か月ルールは短く、救済措置を設けるべき 企業型 DC や確定給付企業年金等から iDeCo へ資産を移換しようとする人について、加入資格取得後、一定期間内に申出をしない場合に資格を失う仕組みが設けられ、その期間が 3 か月とされています。	
--	--	--

	しかし、60 歳以降は、退職、再雇用、転職、病気、介護、家族事情などにより、手続が遅れやすい時期です。企業、金融機関、年金機関との書類確認にも時間を要する場合があります。 3 か月で資格を失う仕組みは、利用者にとって厳しすぎる可能性があります。 少なくとも、以下を求めます。 事前通知の徹底 期限到来前の再通知 やむを得ない事情がある場合の延長 手続遅延時の救済措置 企業・金融機関側の説明義務	
2	年齢対応における 60 歳から 70 歳未満との条件ですが、これから 70 歳超の就業者の増加を考慮すると、年齢による条件は撤廃し、被保険者との位置づけとすることが望ましい。 遅かれ早かれそうなることは明白であり、なぜ年齢で区切るのか疑問に感じる。	iDeCo の加入可能年齢の上限の引上げについては、令和 4 年 11 月に決定された資産所得倍増プラン」において、「働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置が 70 歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCo の加入可能年齢の上限を 70 歳未満に引き上げるために必要な措置を講ずることとされたことを踏まえ、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の議論を経て、制度改正を行ったものです。

		iDeCo の加入可能年齢を 70 歳以上に引き上げることについては、iDeCo が老後の所得確保のために税制優遇を受けている制度であること等を踏まえて、慎重な検討が必要だと考えております。
3	1) 第 5 号加入者に係る加入申出等の手続について、WEB（電磁的方法）による申出を可能とする規定整備（又は明確化）を求める。 第 5 号加入者は 60 歳以上 70 歳未満を対象とする区分であり、手続負担が制度利用の障壁となりやすい。省令案において、第 5 号加入者の加入申出、加入者区分変更、移換申出等の提出方法について、書面提出に限定せず、国民年金基金連合会（又は運営管理機関経由を含む）への「電磁的方法（WEB 申請）」による申出を可能とする取扱いを明確にすべきである。 （理由）利用者の利便性向上に加え、申出内容の入力誤りや不備の減少、事務処理の迅速化・コスト削減に資するため。 2) 加入者本人に「第○号」を自己判定・選択させる方式を極力避け、チェック式（質問分岐）で事務側が区分判定できる様式・手続設計を求める。 第 5 号加入者の要件は「過去の加入状況」「運用指図者であったか」「移換申出の有無」等が絡み、一般の申請者が正確に第○号を判断することは難しい。省令案で	御意見として承り、引き続き、加入者の利便性向上等に取り組んでまいります。

	整備される加入申出・区分変更等の手続及び様式において、申請者に区分選択を求めるのではなく、申請者は事実関係（チェック項目）を回答し、その情報に基づき国民年金基金連合会等が区分判定できる構造とすることを求める。 （理由）誤選択による不受理・差戻し・手続遅延を減らし、制度の実効性を高めるため。 3）書面を残す場合でも「併用」にし、記入項目・添付書類を最小化することを求める。 高齢者等への配慮として書面手続を残すこと自体は理解するが、WEB 申請を排除するのではなく併用可能とし、同一情報の重複記載・重複提出を避ける様式设计とすべきである。	
--	---	--

※上記のほか、4 件の今回の意見募集に関係のない御意見をいただきました。